

内閣農業員聯合小倉市議會賛同會議事處不對正月一日  
農土事會監聽するがもとより、當初の運轉する運賃の變  
更並に備前國東より輸入夫勞賃食事料三十六日丸で歸來  
多々且て一過終底賃と更に費用ある食糧の不對其の出費を  
全員賃業の權下に當初の賃業主賃食三十六日丸で運賃開  
示地主賃業外なる次のアる。

もと運賃の取扱一過終底賃業者あるも申合  
處處益旨より賃業主賃業者あるの通商以て不對其の申合  
薄者も構ふべの少く二十八日陳要の運賃ア運率もあらざる  
正月二十六日賃業員弁達正月三十日賃金辭職の要求を示す  
武、參照の趣旨

國外賃金別異、一月十一月三十日、大、正月三十日十八日  
である。

かのうす農業正月二十六日賃金辭職の要求を示す

法財團協調會福岡出張所

當局（所轄小倉土木管區所長）を訪問し今後の行動を陳謝し  
窮状を訴へ再使用を歎願したのであるが、管區所長は、主謀  
者は絶対使用せず其他は既に新に人夫を採用したので直ちに  
使用不可能なるが漸次調査の上採用する旨を回答へた。

越へて六月七日午後四時有三十六名中十二名は小倉より福岡  
に至る行程十八里を飢餓行進と稱して翌八日正午頃福岡縣廳  
に出頭縣社會課長に會見して救濟方歎願したるも態よく拒絕  
されたので、同夜は松本治一郎氏（水平社中央執行委員長）  
方に一泊し同人の援助を得て翌九日並に十日の兩日縣土木課  
長に會見前同様救濟方歎願するとところありたるも、結局小倉  
土木管區所長に交渉して解決することとなり、松本治一郎氏  
は右十二名を伴ひ同管區所長を小倉に訪問折衝の結果十二日  
左の通解決せり。

法財團協調會福岡出張所